

目 標 年 度
令 和 1 2 年 度
(2 0 3 0 年 度)

三 重 県 果 樹 農 業 振 興 計 画

令 和 7 年 1 2 月

三 重 県

目 次

1 本計画の趣旨	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間と目標年度	
2 三重県の果樹農業の現状と果たす役割	1
(1) 産地の立地条件	
(2) 本県農業に占める果樹農業の位置づけ	
(3) 地域別の生産状況	
(4) 本県の果樹農業の果たす役割	
3 果樹農業を取り巻く情勢の変化	3
(1) 果樹農業をめぐる現状	
(2) 果樹農業の振興に向けた国の基本的な考え方	
4 本県の果樹産地における課題および果樹振興に向けた県の基本的な考え方と方針	3
(1) 本県果樹農業のめざすべき姿	
(2) 本県果樹産地における課題	
(3) 産地活性化に向けた県の基本的な考え方	
(4) 今後の振興方針	
①労働生産性の向上に向けた対策の推進	
②新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策	
③果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化	
④多様化する需要への対応	
⑤花粉の確保・優良な苗木供給体制の確立の推進	
⑥計画に基づく産地構造改革の推進	
5 地域区分の設定	11

6 果樹の種類別振興方針と新技術の開発・普及の推進	12
(1) 果樹の種類別振興方針	
(2) 果樹の種類別の新技術の開発・普及の推進	
(3) 果樹の種類別の高温障害及び対策技術	
7 果樹の栽培面積と生産量の見通しおよび今後の目標と経営の指標等	28
8 果樹栽培に適する自然条件に応じた近代的な果樹園経営の指標	29
①栽培に適する自然条件	
②目標とすべき 10 a 当たりの生産量、労働時間及び防除機械等	
③果樹経営の営農指標	
9 果実の流通及び加工の合理化に関する事項	32
(1) 果実の流通の合理化の基本方針	
(2) 集出荷施設における合理化の基本方針	
(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針	
(4) 果実の加工への対応に関する事項	
10 広域濃密生産団地形成に関する事項	33

1 本計画の趣旨

(1) 計画の位置づけ

この計画は、果樹農業振興特別措置法（以下「果振法」という。）及び果樹農業振興特別措置法施行令の規定に基づき、国がおおむね5年ごとに定めることとされている「果樹農業の振興を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、本県が令和2年12月に策定した三重県果樹農業振興計画（以下「振興計画」という。）を見直し、新たな計画として策定するものです。

(2) 計画の期間と目標年度

振興計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、今後20年程度を見据えたうえで、目標年度を令和12(2030)年度とする5か年計画です。国が定める基本方針に合わせて、基本的には、おおむね5年ごとに見直します。

2 三重県の果樹農業の現状と果たす役割

(1) 産地の立地条件

本県は、本州のほぼ中央に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有しています。

県のほぼ中央には中央構造線が通り、それを境に北部は伊勢湾を望む平地・丘陵地を経て、養老、鈴鹿、笠置、布引などの山地・山脈、そして伊賀盆地へと繋がっています。一方南部は、志摩半島から熊野灘に沿ってリアス式海岸が続き、その背後には起伏に富んでいる紀伊山地が迫っています。

このように本県は、平野部、盆地部、山地部と複雑な地勢と、それに伴う多様な気候特性を有しています。

こうした地域的条件に加え、京阪神や中京地域などの大消費地が近い立地条件を生かし、本県には、落葉果樹から常緑果樹まで、多岐にわたる果樹産地が形成されています。

(2) 本県農業に占める果樹農業の位置づけ

令和4年の果樹作付面積は2,398ha、令和4年度の果実産出額は62億円で、本県における耕地面積の4.3%、農業産出額の5.7%を占めています。

品目別面積は、かんきつ類が果樹全体の50.9%を占めており、かき(15%)、うめ(10.6%)、日本なし(6%)、ぶどう(4.6%)の順となっています。特かんきつ類の温州みかんの作付面積の割合は果樹全体の半数近くに当たる41.7%となっています。

県内の果樹作付面積は、平成28年から比べると6年間で372ha減少しています。そのうち、温州みかん栽培面積に関しては、平成28年から6年間で211ha減少しています。

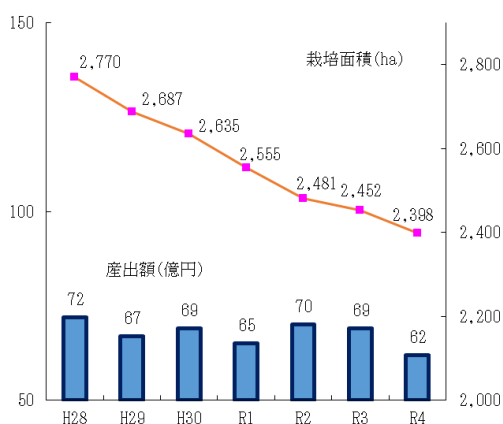


図1. 県内の果樹栽培面積と産出額

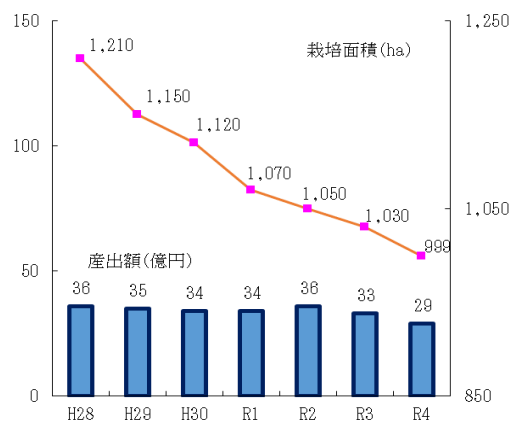


図2. 県内の温州みかん栽培面積と産出額

資料：農林水産統計 作物別作付（栽培）面積（平成28年～令和4年）

(3) 地域別の生産状況

栽培されている品目を地域別に見ると、北勢地域では、温州みかん、かき、日本なし、ぶどう、中南勢地域では、温州みかん、日本なし、かき、うめ、いちじく、ぶどう、伊勢志摩地域では、かんきつ類、かき、日本なし、うめ、伊賀地域では、ぶどう、日本なし、かき、東紀州地域では、かんきつ類、うめ等が中心となっています。

また、国営農地開発事業で開拓された御浜地区（御浜町、紀宝町）や青蓮寺地区（名張市、伊賀市）では、それぞれかんきつ類やぶどう等の産地が形成されています。

(4) 本県の果樹農業の果たす役割

各地域では、地理的、社会的条件を生かした品目が生産され、流通形態は市場流通だけでなく、直売など多様な流通形態が拡がり、地産地消や地域の活性化が図られています。

また、産地では、農作業体験や農泊、観光農園等の農山村地域の特色を活かした集客や、海外への輸出、インバウンド需要の取り込みなど、地域振興に大きな役割を果たしています。

さらに、地産地消運動が定着するなか、県民の健康や豊かな食生活にも大きく貢献しており、農商工連携や6次産業化の拡大によりフードチェーンや地域の新たな食文化の創出に繋がることを期待されています。

3 果樹農業を取り巻く情勢の変化

(1) 果樹農業をめぐる現状

高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移しています。一方で、果樹農業者の減少・高齢化が先行しており、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にあります。

さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化しており、特に我が国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況にあります。果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先行して人口減少・高齢化が進展しており、農村内の非農業者も今後大幅に減少する見込みにあります。

(2) 果樹農業の振興に向けた国の基本的な考え方

令和7年に公表した国の「果樹農業の振興を図るための基本方針」においては、果樹農業の振興に関して次のような基本認識が示されました。

果樹農業者の所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題です。

また、人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加しています。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要です。これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化など、果樹農業の振興に必要な以下の取組を進めていく必要があります。

●果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進

- ▶ 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応
- ▶ 担い手の育成・確保、労働力の確保
- ▶ 地域の基幹産業としての付加価値の向上

●新たな需要への対応のための施策の推進

- ▶ 国内需要への対応
- ▶ 海外から稼ぐ力の強化

●果実の流通及び加工の合理化

- ▶ 集出荷・流通対策
- ▶ 果実の加工

4 本県の果樹産地における課題および果樹振興に向けた県の基本的な考え方と方針

(1) 本県果樹農業のめざすべき姿

本県において、果樹は、県の重要な農業生産品目であるとともに、県内各地において産地が形成され、中山間地域をはじめとした地域農業の基幹品目となっています。

一方で、高齢化・人口減少等を背景にした担い手・後継者の不足や生産基盤のぜい弱化、気候変動に伴う高温や干ばつ等の影響により、果実の生産量は減少しており、需要の減少を上回って生産量が減少している状況となっています。

このような状況を踏まえ、本県では、経営体における労働生産性や気候変動による果実生産への影響が改善され、生産規模が維持・拡大するとともに、国内外に販売が拡大することで、所得が向上し、果樹農業が地域農業を支える基幹農業として維持・発展する姿を目指します。

■主指標：果樹認定農業者のうち他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合

目標項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	長期目標値(令和27年度)
所得等が500万円以上の経営体が占める割合	24.2%	50%	65%

・農業経営体の経営発展を図るため、労働生産性の向上、農地集積等による経営規模の拡大、法人化や販売拡大を進め、所得の向上を図ります。

■副指標①：労働生産性向上に向けた果樹団地等の園地の再整備

目標項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)	長期目標値(令和27年度)
基盤再整備数	—	2か所	8か所

・担い手等の規模拡大に向けて労働生産性の向上を図るため、省力樹形や機械作業体系の導入が可能な園地基盤の再整備を推進します。

■副指標②：高温対策をはじめとした気候変動への対応の推進

目標項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)	長期目標値(令和27年度)
気候変動への対策技術導入産地件数	—	9産地	12産地

・生産減少の大きな要因となる気候変動の影響などに対して、資機材による対策や、高温適応性を有する品種の導入等を推進します。

■副指標③：アジア圏を中心とした輸出の促進

目標項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	長期目標値(令和27年度)
輸出販売数量	31.8 トン	65.6 トン	100 トン

・植物検疫・残留農薬基準への対応や、生産・出荷・流通の各段階における合理化など、産地としての戦略的な取組を推進します。

(2) 本県果樹産地における課題

本県の果樹産地においては全国の状況と同じく、高齢化や農業就業人口の減少により、生産面積および生産量が毎年漸減しています。特に中山間地域等過疎化が進む地域においては、収穫作業等で必要な臨時的労働力の確保が難しくなっていることなどの影響も大きいです。

本県の果樹農業において、農業経営体数は平成27年時点で2,593戸でしたが、高齢等の理由による離農者数が増加した結果、令和2年時点で1,742戸（農林業センサス）となりました。公益財団法人三重県農林水産支援センターなどが主体となって、新規就業希望者と農業経営体との就業・就職マッチング、就農体験、技術習得等の取組を行っており、令和元年から令和6年度までの新規就農者（果樹）は、自営での就農者が35人、農業法人等への就農者が25人（県調べ）となっています。しかしながら、依然として離農者数より新規就農者数が下回っていることから、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。また、果樹産地が立地する地域が人口減少・高齢化の課題を有していることから、収穫時等の労働力の確保も課題になっています。

果樹生産では、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等機械化が困難な作業が多く、労働集約的な構造であることに加えて、傾斜地等の機械作業が難しい場所での生産も多いことから、他の品目に比べて規模拡大が進みづらい傾向にあります。あわせて、労働ピークが短期間に集中しやすいことから、雇用の法人経営に移行しにくく、家族以外の次世代へのスムーズな経営継承が困難な状況となっています。新規就農者の受け皿となる法人等の育成に向け、1経営体当たりの規模拡大を図るため、労働生産性の向上が課題です。

これまで県内各産地では、消費者ニーズに合わせた優良品種の導入が進んできましたが、品種更新が進んでいない産地もあります。園地の再整備を含め、優良品種への更新をさらに進める必要があります。

野生鳥獣による果実等への被害の軽減に向けて、侵入防止柵の設置や園地付近からの追い払いなど園地ぐるみの獣害対策に取り組み、一定の成果がみられますが、依然として被害の実感が大きく、生産意欲の低下が懸念されています。

近年は地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨や干ばつなど異常気象が頻発化しており、本県では夏季の高温や干ばつによる生産量の減少や品質の低下等が課題となっています。

国内では人口減少の本格化に伴い、果実に限らず農産物の市場が縮小傾向にあり、より消費者に支持される付加価値の高い果実や加工品の供給が求められています。

輸出は新たな販路の獲得や国内販売価格の安定化に重要ですが、今後は他国だけでなく、国内の産地との競争が一層厳しくなることが予想されます。生産・出荷・流通の各

段階で合理化を図るなど、産地として戦略的な取組が必要です。

令和4年7月に「みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）」が施行されたこと、また令和5年3月に「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定したことを受け、本県果樹産地においても生産から消費に至るまでの一連の活動全体において、環境負荷の低減と持続可能な発展を両立させる仕組みの確立が求められています。

国内での発生が確認されていないなし・りんごの「火傷病」が中国で発生したことを受け、令和5年8月に中国からの火傷病菌の宿主植物（なし・りんご等）の生果・花粉の輸入が停止され、授粉用花粉の確保が課題となっています。

（3）産地活性化に向けた県の基本的な考え方

本県の果樹産地では、これまで温州みかんにおけるマルチ・ドリップ栽培の導入、光センサー選果システムなどの施設整備、高品質果実生産のための省力技術導入、優良品目・品種への転換など、多様な消費者ニーズに即した高品質で付加価値の高い果実生産を推進してきました。一方で、高品質な果樹生産は生産者の手間と時間を要する手作業に支えられており、米・麦・大豆などの土地利用型作物の生産と比べて労働時間が長く、労働生産性は低い状況にあります。また、農業従事者の減少や担い手・後継者不足に伴う耕作園地の縮小といった課題が一層顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の果樹産地の活性化に向けては、生産基盤の強化を図りつつ供給力の回復を基本とし、地域の特色を生かした産地づくりが必要です。

このため、関係機関が連携し、優良品種・系統の導入、省力樹形やスマート農業技術の導入による労働生産性の向上、営農の高度化・効率化に資する生産基盤の整備、新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承、雇用労働力の確保に向けた取組、輸出向け果実の生産拡大や流通合理化への対応などを推進し、担い手の経営体質強化および持続的発展に向けた環境整備を通じて産地の維持・拡大を図ります。

また、大都市圏でのプロモーションや販路拡大に向けて地域商社等との連携を強化し、合理的な価格形成への理解促進に努めるとともに、県内消費を定着させ、地産地消の取組推進や生産者や食品関連事業者、消費者に対する働きかけを一層強化し、県産果実への支持拡大を図ります。さらに、環境に配慮した持続可能な農業の実践を推進します。

（4）今後の振興方針

① 労働生産性の向上に向けた対策の推進

1) 省力樹形やスマート農業技術等の導入による労働生産性の向上の推進

果樹経営は、生産者の労力と時間をかけた手作業に支えられており、また、傾斜地等

の園地も多いことから、機械化が十分に進んでおらず、他の作目と比較して労働生産性は低い状況です。産地の生産力維持・労働生産性の向上に向け、農作業の省力化や労働負担軽減を図るため、機械作業体系に適した樹形への転換や、園内作業道の計画的整備など各産地に合った形で省力樹形等の導入を推進します。

近年、省力化を目指した収穫ロボットの開発やドローンを活用した薬剤散布技術の導入が進んでおり、これらのスマート農業技術は労働生産性の向上や人手不足の解消に寄与することが期待されています。このため、果樹産地におけるスマート農業技術の実証や現場実装、選果施設を含む新たな機械化体系の確立と普及を、地域の実情に即して推進します。

2) 機械作業体系導入が可能な作業性の高い果樹団地など基盤整備の推進

急傾斜等で作業条件が厳しい中山間地域の園地は、収穫・運搬などの作業の非効率性が相まって労働生産性が低だけでなく、小規模な園地が分散状態にあるため、省力化機械の効率的な利用が困難です。このため、中山間地域の園地での生産力強化に向け、省力樹形や機械作業体系の導入が可能な基盤整備を推進します。基盤整備にあたっては、既存の園地の集積・集約化を通じた再整備とともに、水田等の平坦地を利用した作業性の良い新たな果樹団地の整備を推進します。

3) 優良品種や県育成品種への転換による適正な品種構成と効率的な生産の促進

各産地協議会では生産者の所得向上や経営の安定化に向け、地域における労働力確保の状況、品種間の作期競合の状況等を考慮しつつ、果樹経営支援対策事業等を活用して、優良品目・品種への転換を進めています。特に、温州みかんについては、適切な品質管理のもとで所得向上を図るため、極早生温州みかんの品種として、県育成品種である“みえ紀南1号”の導入を推進し、関係機関と連携しながら「みえの一番星」としてのブランド化にも取り組んでいます。

引き続き各果樹産地において、生産者の所得向上、経営の安定化に向け、産地の労働力確保や園地整備、スマート農業技術の導入などの状況を踏まえながら、多様な消費者ニーズに対応した高品質果実の効率的な生産や産地の販売戦略等に基づいた優良品目・品種への転換をより一層推進します。

②新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策

1) 担い手の育成・確保・生産規模の拡大に向けた取組の推進

農業経営体の育成に向けては、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(令和5年6月策定)に基づき、農業経営体(家族農業経営体、法人経営体、集落営農

組織) に対し、農業の生産性向上を図る生産基盤の整備を推進しつつ、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など、生産規模拡大に向けた経営発展を促します。

新規就農者の確保に向けては、産学官が連携したU・Iターン者の受入れ環境の整備、産地協議会等が取り組む後継者・新規就農者への技術支援や農地斡旋、若手農業者が次代の農業を担っている資質を習得できる環境づくり、居抜き園地の整備や成園化までの未収益期間における収入確保等の課題を踏まえた果樹型トレーニングファームの推進など産地における総合的な就農支援を推進していきます。

2) 担い手への園地集積・集約化の推進

果樹産地では、高齢化や後継者の不在により経営規模の縮小や経営継続を断念する生産者の増加、それに伴う荒廃園地の拡大が懸念されています。こうした中、産地の生産力を維持するために、担い手への園地集積・集約化を加速化していく必要があります。

優良園地の確保と有効利用を進めるため、国、市町、農業委員会等と連携して、荒廃園地の発生防止・解消に向けた取組等を推進するとともに、担い手への園地集積・集約化にあたっては、農地中間管理事業とあわせた、基盤整備の取組を推進していきます。

3) 雇用労働力の確保推進

果樹経営は、農業の中でも特に労働集約的な産業であり、収穫や剪定などの作業が集中するピーク時には、臨時的な雇用労働力の確保が不可欠です。しかし、近年の人口減少や高齢化の影響を受けて、多くの産地では地域内での労働力確保が難しくなっています。このような背景から、外部からの労働力を効果的に斡旋する仕組みを整備する必要があります。

このため、都市部で働く若者による「援農隊」や外国人労働者等の宿泊施設や作業環境の整備を進めるなど地域外からの多様な雇用労働力の確保に取り組めます。また、これまでの農福連携の取り組みを踏まえ、障がい者福祉施設における施設外就労の機会を果樹分野にも広げることを推進します。

4) 担い手の法人化に向けた取組の推進

果樹経営は家族経営が中心で、経営面積が2ha未満の経営が大半を占めています。労働集約的な従来の生産方式では規模拡大が難しく、法人化が進みにくい状況です。

経営の法人化や規模拡大を図るため、労働生産性を高める省力樹形や機械化作業体系の導入に取り組めます。また、新規就農者の獲得や第三者への経営継承につながる雇用型経営への転換を促進し、法人化を進めます。

③果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化

1) 鳥獣被害対策の推進

県内での野生鳥獣による果樹への被害については、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、令和6年度で67,660千円となり、ピークであった平成23年度と比べると大きく減少しています。獣類ではニホンザル23,651千円、イノシシ17,722千円、ニホンジカ13,090千円、鳥類ではカラス6,568千円、ヒヨドリ1,906千円の順に被害額が多くなっており、依然として被害が大きい園地や被害軽減が実感されていない園地があります(県調べ)。

このため、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、ICT等を活用した効率的な捕獲強化に加えて、耕作放棄園については、緩衝帯として伐採することで害獣を「山に返す」等の適切な環境整備に向けた対応を検討します。

2) 地球温暖化等の気候変動への対応の推進

地球温暖化等の気候変動の影響は果樹においても顕著になっています。夏季の高気温により、温州みかんやなし、かき、ぶどう等で日焼けの障害が発生し、その他にも温州みかんの浮皮、ぶどうの着色不良・着色遅延、なしの発芽不良等も確認されています。また、極端な多雨や少雨、高温・低温等の異常気象による生育不良や、雹害、霜害、気候変動に伴う病害虫の発生増加等により、果実被害が拡大しています。

このため、気象被害の回避・軽減に向けて、これらに対応した栽培技術や新たな品種の開発・普及を推進していきます。また、バイオスティミュラント[※]を含む資機材による対策の検証や、今後さらなる気温上昇により、果樹品目の栽培適地の変化が予想されることから、品種構成の見直しや新たな品目の検討、安定生産技術の確立を目指します。

※バイオスティミュラント：植物が本来持つ免疫力等を引き出し、高温や乾燥等のストレスへの耐性を高める資材。化学農薬や肥料とは異なる新しい農業資材。

3) セーフティーネット措置等の一層の推進

近年、これまで経験したことの無いような大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額は増加傾向にあります。

こうした気候変動及びそれに伴う大規模自然災害や、鳥獣・病害虫による被害等、果樹経営の様々なリスクへの対応力を強化するため、収入保険・果樹共済制度の普及促進・利用拡大により、果樹生産のリスク軽減を推進します。さらに、自然災害等による一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金である農林漁業

セーフティネット資金について周知を図ります。

④多様化する需要への対応

1) 国内外の需要に見合った果実生産の推進

国内においては、人口減少の本格化に伴い、果実に限らず農産物市場の縮小や、食の外部化など生活様式や食生活の多様化の進展により果実の1人あたりの年間購入数量は減少傾向にあります。一方で、家計の果実支出に占める加工品の割合が増加しており、摂取しやすい果実加工品の需要が高まっている状況です。

こうした状況を踏まえ、国内外の新たな市場の開拓をめざし、消費者や実需者に「より美味しく、より食べやすく、より付加価値の高い」果実および果実加工品の供給できるよう、多様なニーズに対応する優良品種・系統や新規果樹の導入を推進します。

2) 産地戦略としての輸出拡大に向けた取組の推進

国産果実はその高い品質がアジア諸国をはじめとする海外市場で高く評価されており、輸出品目として大きな可能性を有しています。縮小する国内市場だけでなく、海外市場の開拓や海外ニーズへの対応は「海外で稼ぐ」という視点からも重要であり、今後は産地の戦略上も重要な位置を占めることが想定されます。

輸出にあたっては植物検疫や残留農薬基準への対応など、輸出仕様に適した生産・出荷体制を整備します。あわせて、労働生産性の高い輸出向け園地の育成などにより生産力を強化し、輸出向け果実を安定的に確保するとともに、生産・出荷・流通の各段階での合理化を推進します。

3) 県内産果実需要の維持・拡大の推進

日常的に果実を摂取することは、健康的な生活を送るために非常に重要です。しかしながら、最近の調査では、すべての世代において果実の摂取量が減少しているというデータが報告されています。このような状況を改善するために、県民に地域で生産された果実の積極的な活用を促す「地産地消」運動や学校給食での果実の活用通じた「食育」運動により、県産果実の魅力や摂取する意義を伝えることで、県産果実の需要の維持・拡大につなげます。

4) 環境に配慮した農業生産の取組の推進

令和4年7月に「みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」が施行され、県では令和5年3月に「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関す

る基本的な計画」を策定するなど、環境と調和した食料システムの確立が求められていることから、環境への負荷の低減に資する栽培体系への転換や地域ぐるみでの有機農業の産地化、産地における地力の維持・増進や IPM（総合的病害虫・雑草管理）など環境に配慮した生産方式の導入を促進します。

⑤花粉の確保・優良な苗木供給体制の確立の推進

落葉果樹の人工授粉に必要な花粉について、中国からの輸入が困難な状況を踏まえ、共同花粉採取など産地内での花粉供給体制の構築を進めます。

果樹苗木の生産は一部の限られた苗木産地によって支えられていますが、苗木生産農家においても、高齢化や後継者不足が深刻になっています。一方、労働生産性の向上に向けた省力樹形の導入や、産地戦略に基づく優良品種・県育成品種への転換を推進するためには、優良な苗木生産体制の構築が重要です。

このため、産地、苗木生産者、関係機関で連携し、苗木の安定的な確保・供給に向けた取組を行います。

⑥計画に基づく産地構造改革の推進

今後の方向性を産地自身で定めた果樹産地構造改革計画の策定に向けた支援に取り組みます。

5 地域区分の設定

この果樹農業振興計画の地域区分と品目は次のとおりとします。

地 域 区 分	該当する都市の区域	主 な 品 目
北勢地域	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡	温州みかん、その他かんきつ類、ぶどう、日本なし、いちじく、粗放的省力果樹
中南勢地域	津市、松阪市、多気郡	温州みかん、その他かんきつ類、ぶどう、日本なし、かき、うめ、いちじく、粗放的省力果樹、キウイフルーツ
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	温州みかん、その他かんきつ類、日本なし、かき、うめ、キウイフルーツ、粗放的省力果樹
伊賀地域	伊賀市、名張市	ぶどう、日本なし、粗放的省力果樹
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	温州みかん、その他かんきつ類、うめ、粗放的省力果樹

6 果樹の種類別振興方針と新技術の開発・普及の推進

(1) 果樹の種類別振興方針

果樹の種類	振興方針
1 温州みかん	<p>○振興の方向 消費者ニーズの多様化に即した高品質果実の生産、需要の動向を踏まえた計画的な生産、多様な流通・販売などを実践できる産地づくりを基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 適地適作の徹底による産地の強化 (2) 優良品種や国・県育成品種の導入による適正な品種構成の促進 (3) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進 (4) 省力化、高品質化に向けた園地基盤整備や機械施設の導入 (5) 栽培管理の省力化、精密化に向けたスマート技術の導入 (6) 高品質化、連年安定化、省力化に向けた技術の開発・普及 (7) 地域特性の活用や品質等の明示化によるブランド力の向上 (8) 効率的で生産性の高い経営体の育成 (9) 生産出荷組織の育成強化と効率的な出荷・流通体制の整備 (10) 観光や地域商工業との連携による商品開発や販路拡大の促進 (11) 高品質果実生産に向けたICTを活用した園地管理システムの導入 (12) 就農システム、労働力確保システムの構築・推進 (13) 輸出拡大に向けた取組の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 北勢地域、中南勢地域 青島等高糖系温州みかんの貯蔵出荷主体の産地育成並びに観光等他産業との連携強化 (2) 伊勢志摩地域 早生及び高糖系温州みかんの年内出荷主体の産地育成並びに観光等他産業との連携強化 (3) 東紀州地域 みえ紀南1号をはじめとした極早生温州を核として年末に向けた温州みかんリレー出荷産地体制の強化並びに観光等他産業との連携強化

果樹の種類	振 興 方 針
2 その他のかんきつ類	<p>○振興の方向 消費者ニーズの多様化に即した高品質果実の生産、需要の動向を踏まえた計画的な生産、多様な流通・販売などを実践できる産地づくりを基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 適地適作の徹底による産地の強化 (2) 優良品種や県育成品種の導入による適正な品種構成の促進 (3) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進 (4) 省力化、高品質化に向けた園地基盤整備や機械施設の導入 (5) 栽培管理の省力化、精密化に向けたスマート技術の導入 (6) 高品質化、省力化に向けた技術の開発・普及 (7) 地域特性の活用や品質等の明示化によるブランド力の向上 (8) 効率的で生産性の高い経営体の育成 (9) 生産出荷組織の育成強化と効率的な出荷・流通体制の整備 (10) 観光や地域商工業との連携による商品開発や販路拡大の促進 (11) 高品質果実生産に向けたICTを活用した園地管理システムの導入 (12) 就農システム、労働力確保システムの構築・推進 (13) 輸出拡大に向けた取組の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域 高糖系の不知火、カラ、はるみ、せとか等並びに県育成品種を主体とした産地育成の推進 (2) 東紀州地域 せとか、カラ、サマーフレッシュ等の地域特性が活かせる品種を主体とした産地育成、香酸柑橘類、薬用果実生産の促進
3 ぶどう	<p>○振興の方向 巨峰等、大粒種を主体とした高品質果実の生産を基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 優良品種の導入によるブランド力の向上 (2) 施設化による生産安定 (3) 作型の組合せによる出荷期間・経営規模の拡大 (4) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進 (5) 効率的で生産性の高い経営体の育成 (6) 高品質化、省力化に向けた技術の開発・普及 (7) 観光農業や産地直販を含めた多様な流通の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊賀地域、北勢地域、中南勢地域 巨峰、安芸クイーン、シャインマスカット、クイーンニーナ、ワイン用等加工用ブドウ等、優良品種の導入拡大

果樹の種類	振 興 方 針
4 日本なし	<p>○振興の方向 早生種を中心とした高品質果実の生産を基本に、次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 効率的で生産性の高い経営体の育成 (2) 立地条件を生かした産直等多様な流通の推進 (3) 老木園の改植等園地の若返りの推進 (4) 優良品種の導入と品種構成の適正化 (5) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進 (6) 生産組織の育成強化 (7) 省力可能な栽培技術の導入の推進 (8) ICTを活用した園地管理システムの導入 (9) 生産安定、高品質化に向けた園地整備や機械設備の導入 (10) 輸出拡大に向けた取組の推進 (11) 環境に配慮した生産方式の導入の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域 幸水を主体としつつ、これを補完する優良品種の導入
5 かき	<p>○振興の方向 早生種を中心とした高品質果実の生産と特産地化を基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低樹高化等省力化技術の推進 (2) 地域の特性を生かしたブランド力の強化 (3) 省力化等に向けた園地基盤整備、機械施設の導入 (4) 優良品種・優良系統の導入 (5) 生産組織の育成強化と効率的な流通体制の整備 (6) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進 (7) 地域特産品としての加工の推進 (8) 輸出拡大に向けた取組の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中南勢地域 前川次郎を主体とした産地力の強化並びに前川次郎を補完する優良品種の導入、輸出の拡大 (2) 伊勢志摩地域 前川次郎を主体とした産地構造の強化並びに多様な取組による販路の拡大 蓮台寺柿産地においては、ブランド力の強化並びに多様な取組による販路の拡大

果樹の種類	振 興 方 針
6 うめ	<p>○振興の方向 産地の集団化と高品質果実生産を基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 優良品種の導入 (2) 省力化等に向けた園地基盤整備や機械施設の導入 (3) 低コスト化生産の推進 (4) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進 (5) 流通体制の整備と共販率の向上 (6) 地域特産品としての加工の推進 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊勢志摩地域 五ヶ所小梅、南高梅等を主体とした産地構造の充実強化 (2) 中南勢地域、東紀州地域 南高等を主体とする産地構造の充実強化
7 いちじく	<p>○振興の方向 高品質果実の生産による特産地化を基本に次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域特性を生かしたブランド力の向上 (2) 施設の導入による出荷期間の拡大と生産安定 (3) 老木園の改植等園地若返りの推進 (4) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進 (5) 生産出荷組織の育成強化 (6) 産直等多様な販売ルートの確保 (7) 株枯病抵抗性台木苗の確保 <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 北勢地域、中南勢地域 榊井ドーフィンを主体とした産地の育成強化

<p>8 キウイフルーツ</p>	<p>○振興の方向 病害虫防除等の基本管理の徹底により、高品質果実生産を推進するとともに、緑色系、黄色系品種の産地化に取り組み、産地の育成強化を図る取組を推進します。</p> <p>(1) 優良品種の導入 (2) 省力化等に向けた園地基盤整備や機械・かん水施設の導入 (3) 園地の集積による担い手の規模拡大の促進</p> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針 (1) 中南勢地域、伊勢志摩地域 緑色系及び黄色系キウイ等を主体とした産地の育成</p>
<p>9 粗放的省力果樹</p>	<p>○振興の方向 中山間地域等における農用地保全対策として、省力果樹による粗放的な土地利用等を推進します。</p> <p>(1) 導入品目の検討・優良品種の導入 (2) 実証的な取組による粗放的栽培技術の確立 (3) 園地の集積による担い手の規模拡大の促進</p> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針 (1) 県下全域 シマサルナシ等を主体とした産地の育成</p>

(2) 果樹の種類別の新技術の開発・普及の推進

① かんきつ類

(ア) 優良品種・新技術の導入

県内で栽培されているかんきつ類は、東紀州地域における極早生温州、早生温州、甘夏類、カラ、不知火、セミノール、北勢及び中南勢地域における普通温州、伊勢志摩地域における早生温州が銘柄品として定着しています。

しかし、近年、全国的な傾向と同様に生産量が大きく減少しており、産地維持が大きな課題となっています。

こうした状況の中、県産かんきつ類の今後の需要を維持するためにも、産地の気象条件に応じた優良品種への転換を推進し、消費動向に合わせた高品質果実の安定生産をおこなう必要があります。

温州みかんについては、マルチ栽培面積の拡大と技術確立により、さらなる高品質化を図ることとします。特に、東紀州地域では、マルチ・ドリップ栽培による高品質果実生産を推進します。

栽培品種については、「みえの一番星」として首都圏へも出荷され、ブランド化されている超極早生品種「みえ紀南1号」等、県育成優良品種や気候変動に対応できる特性を備えた優良品種への転換を進めます。

中晩性かんきつ類については地域の特性を活かせる優良品種の導入を図る必要があります。カラ、不知火、せとか、及び県育成優良品種等への転換を進め、温州みかんからのリレー出荷供給体制の確立を図っていきます。さらに、品種導入に当たっては、品質劣化、生産性低下の要因となるウイルス病については各品種ともウイルスフリー一樹とするよう努めます。

(イ) 目標とする品質基準

種類	品種系統	10a当たり	摘果基準	収穫期	収穫時品質		出荷時期	出荷時品質			
		生産目標 収 量 果実の大きさ	1果当たり 葉 数		糖 度	クエン酸		糖 度	クエン酸	糖 酸 比	
うんしゅうみかん	極 早 生	3,000 M	20	月旬～月旬 9中～ 10中	度 9.0 以上	% 1.0 以下	月旬～月旬 9中～	度 9.0 以上	% 1.0 以下	9.0 以上	
	極 早 生 マ ル チ	3,000 M	20	9中～ 10中	10.0 以上	1.1 以下	9中～	10.0 以上	1.1 以下	9.1 以上	
	早 生	3,500 L,M	20～25	10中～ 11中	10.0 以上	1.1 以下	10中～	10.0 以上	1.0～ 0.7	10.0～ 12.8	
	早 生 マ ル チ	3,500 L,M	20～25	10中～ 11中	11.0 以上	1.0 以下	10中～	11.0 以上	1.0 以下	11.0 以上	
	普 通	3,500 L,M	20～35	11中～ 12下	10.0 以上	1.2 以下	11中～	11.0 以上	0.7～ 1.0	11.0～ 15.7	
	ハ ウ ス	5000 M	15～20	7上～ 9下	12.0 以上	0.7～ 1.2	7上～	12.0 以上	0.7～ 1.2	10.0～ 17.1	
その他かんきつ類	雑 かん 類	甘 夏	4,000 2L,L	100	1上～ 2中	9.0 以上	1.8 以下	3上～	11.0 以上	1.4 以下	7.9 以上
		サマー レッシュ	4,000 2L,L	100	5下～ 6中	10.0 以上	1.8 以下	5下～	10.0 以上	1.5 以下	6.7 以上
	タン ゴール 類	不 知 火	3,000 2L,L	80～90	1中～ 1下	12.0 以上	1.8 以下	3上～	13.0 以上	1.0 以下	13.0 以上
		せ と か	4,000 2L	100	2下～ 3上	12.0 以上	1.1 以下	3上～	12.0 以上	1.1 以下	10.9 以上
	タン ゼロ 類	セミノール	3,500 L	60～70	3下～ 4下	12.0 以上	1.8 以下	3下～	12.0 以上	1.4 以下	8.6 以上
	み かん 類	カ ラ	3,000 2L,L	40～50	3下～ 4下	12.0 以上	1.5 以下	4中～	12.0 以上	1.3 以下	9.2 以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・水分調整による高品質化
マルチ・ドリップ栽培や根域制限栽培を推進し、高糖度化を図ります。
- ・改植の推進
老成木園の更新により、生産性の向上、園地基盤の再整備、担い手への集積を促進します。
- ・適正着果量の確保
樹勢の維持及び経営的に有利なM、L級果の生産割合を高めるため、摘果剤の効率的利用も含めた摘果の徹底により樹勢に見合った着果量の確保に努めます。
- ・隔年結果の是正
適正なせん定、摘果や施肥など基本管理の徹底を図ります。隔年結果の激しい園地では、表年に予備枝の設定等を行い、着花量に合わせて枝別全摘果、半樹全摘果、樹冠上部摘果、後期重点摘果などの対策を推進し、高品質連年安定生産を図ります。
- ・間伐の推進

初期収量確保のため計画密植栽培を導入しますが、過密にならないよう早めの間伐を行います。

・低樹高化の推進

老成木園の樹高切り下げによる樹形改造と、低樹高仕立てによって省力的な樹形にし、農作業の効率化を図ります。

・土壌改良と施肥の合理化

土壌酸度の改良（pH5.5～6.0）及び有機質の投入等土壌改良による施肥の合理化を軸に、県の施肥基準に基づき各園地に適合した施肥を行います。また、地力維持のために除草剤を使った栽培体系から草生栽培の拡大を図ります。

・環境に配慮した病虫害防除

耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。

・施設栽培と熟期促進技術の導入

温州みかんの熟期促進技術やその他かんきつ類の施設栽培等を中心に高品質高収益栽培技術の導入を推進します。

・園地の整備

省力、軽作業化を図るため、園地や法面、作業道の整備を図るとともに園内道、集排水の適正管理及び風害対策により、園内環境の改善と災害回避に努めます。

・適期収穫の励行

高品質果実を生産するため、適期収穫を徹底します。なお、収穫果実は品質保持のため、丁寧に取り扱います。

・貯蔵方法の改善と出荷調整

品種それぞれに適した予措を徹底し、着色等品質向上に努めます。

北勢及び中南勢地域では、早生、普通温州の適正貯蔵により適期販売を推進します。一方、伊勢志摩地域及び東紀州地域においては、極早生、早生温州の腐敗果発生予防のため、適切な栽培管理と出荷調整に努めます。また、その他かんきつ類については、予措や貯蔵技術の向上を図ります。

② ぶどう

（ア） 優良品種・新技術の導入

本県における品種構成は、巨峰 30%、シャインマスカット 30%、安芸クイーン 20%、デラウェア 10%、その他 10%程度で、巨峰、安芸クイーンに代表される大粒高糖系品種が 80%程度を占めています。今後は、基幹品種である巨峰に加え、赤色大粒系の安芸クイーンとクイーンニーナ、黄緑色系のシャインマスカットを高級品種として位置づけて植栽を推進し、特色ある産地を形成していきます。併せて、既存品種に代わる優良品種の検討・推進にも取り組みます。また、短梢せん定や根域制限栽培等の無核ぶどう栽培に適した管理を導入し、無核ぶどうの生産を進めます。

(イ) 目標とする品質基準

品種	収穫期	10a 当たり 目標収量	10a 当たり 目標房数	平均 房重	果粒重	糖度
	月旬~月旬	kg	房	g	g	度
デラウェア	8 上~8 中	1,400~1,600	10,500~12,500	110~150	2~3	19.0 以上
巨峰 (ハウス)	8 上~8 下	1,150~1,350	3,300~3,800	300~350	11~14	17.0 以上
巨峰	9 上~9 中	1,150~1,350	3,300~3,800	300~350	11~14	18.0 以上
安芸クイーン (ハウス)	8 上~8 下	1,000~1,200	3,000~3,500	300~350	12~15	18.0 以上
安芸クイーン	8 下~9 上	1,000~1,200	3,000~3,500	300~350	12~15	18.0 以上
シャインマスカット (ハウス)	8 上~9 中	1,600~1,800	3,500~4,000	450~500	13~15	18.0 以上
クイーンニーナ (ハウス)	8 中~8 下	1,000~1,200	2,000~2,500	450~500	16~18	18.0 以上

(ウ) 基本となる生産技術

・ 整枝・せん定の適正化

品種に適した整枝せん定を行い、有核栽培では側枝の計画的な更新による若返りを図ります。

・ 間伐の推進

計画的密植での適期間伐を行い、樹形の適性維持を図ります。

・ 適正着果量の確保

花穂整形、摘房、摘粒等、果房管理を適期に実施し、適正着果と施肥管理の徹底を図ることにより、大粒、完全着色、高糖度な果実生産に努めます。

・ 土壌改良と施肥の適正化

土壌酸度の改良 (pH6.0~6.5) 及び有機物の施用、なかでも中層土の改良に努めるとともに土壌診断に基づく施肥の適正化を図ります。

・ 環境に配慮した病虫害防除

耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。

・ 施設栽培の導入推進

雨除け施設の導入により、結実の安定・出荷時期の早期化を図るとともに、雨媒伝染する主要病害の感染を回避し、薬剤防除を軽減します。また、露地栽培との組み合わせによって、収穫期間の長期化・収益の増大を図るとともに、労力配分の適正化に努めます。

・ 園地の整備

防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図ります。

- ・適期収穫の励行等

品種の特性を考慮して適期収穫を行います。収穫果の取り扱いについては、十分留意し、傷害果や変質果の除去に努めます。特に安芸クイーン等の赤色品種については、着色に注意して適期収穫を行います。

- ・無核栽培技術の導入

消費者ニーズに対応するため、シャインマスカット及びクイーンニーナについては無核栽培を基本とし、その技術導入と現地に適応した技術体系の確立を図ります。

③ 日本なし

(ア) 優良品種・新技術の導入

本県における日本なしの品種構成は、優良品種である幸水 70%、豊水 20%で、両品種で90%程度です。また、幸水を中心に一部で施設栽培が行われています。

今後は、高品質である幸水を基幹品種として、幸水と特徴が異なる優秀な新品種の導入を図るとともに樹体ジョイント仕立て栽培や根域制限栽培などの高効率な栽培体系の導入を推進し、作期の拡大や省力化による経営強化を図ります。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	10a 当たり 目標着果数	1 果 平均重	糖度
幸 水	月旬~月旬 8上~8下	kg 3,000	果 8,000~10,000	g 350	度 12.0
豊 水	8下~9上	4,000	10,000~12,000	400	12.0

(ウ) 基本となる生産技術

- ・老齢樹の更新

生産性が低い老齢樹については速やかに更新します。更新に際して、早期成園化及び省力可能な樹形や栽培方法の導入を図ります。

- ・整枝・せん定の適正化

品種に応じた整枝せん定を行い、垂主枝や側枝の間隔を十分にとります。

また、側枝の更新も3年以内に計画的に行い、若い結果部を維持します。

- ・間伐の推進

初期収量の確保のために計画密植栽培を導入しますが、過密植にならないよう適宜間伐を行います。

- ・適正着果数の確保

品質を低下させないよう基準となる着果量を守り、果実肥大促進のため、早期に摘蕾・摘果を行うとともに人工授粉を徹底します。

- ・土壌改良と施肥の合理化

定期的な土壌診断による施肥改善と計画的な土作りを進めます。

- ・環境に配慮した病虫害防除

耕種的防除を徹底するとともに、天敵の保護に配慮しながら薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。

- ・園地の整備

防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図ります。

- ・適期収穫の励行

適期収穫に心がけ未熟果の混入を避けます。なお、品質保持のため、収穫はなるべく気温の低い早朝に行います。

- ・選果技術の向上

選別基準の徹底により、品揃いを良くします。

- ・その他

防鳥・防蛾対策として、防鳥網や黄色忌避電灯の設置による生産安定を図ります。

④ かき

(ア) 優良品種の導入

本県主要産地におけるかきの品種構成は、次郎、富有を含めた完全甘がきが80%以上を占め、そのうちの90%を早熟系の前川次郎で占めています。その他、不完全甘がきで伊勢市指定天然記念物の蓮台寺が15%程度あり、生産者各戸で脱渋され出荷されています。

今後は、前川次郎の優良系統を推進するとともに、早生系の高品質・高糖度品種についても地域適応性を十分検討した上で導入を図ります。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重	糖度
	月旬~月旬	kg	g	度
前 川 次 郎	10 中~11 中	2,200	250	15.0 以上
富 有	11 中~12 上	2,500	230	15.0 以上
蓮 台 寺	9 中~11 中	2,500	230	15.0 以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・整枝・せん定の適正化

主枝と亜主枝を適切に配置するとともに、側枝の計画的な更新による若返りを図ります。

- ・間伐の推進

初期収量の確保のために計画密植栽培を導入しますが、過密植にならないよう早めの間伐を行います。

- ・低樹高化の推進

老成木園の樹高切り下げによる樹形改造等による低樹高仕立てによって、省力的な樹形にし、農作業の効率化を図ります。

- ・適正着果量の確保

早期摘蕾・摘果の実施による大果生産を図るとともに、隔年結果を回避します。

- ・ 土壌改良と施肥の合理化

定期的な土壌診断による施肥改善と計画的な土作りを進め、水田転作園の排水対策を図ります。

- ・ 環境に配慮した病害虫防除

耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。また、草生栽培を進めます。

- ・ 園地の整備

防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図ります。

- ・ 適期収穫の励行

適期収穫に心がけ、未熟果の混入を避けます。なお、品質保持のため収穫果は丁寧に取り扱います。

- ・ 選果技術の向上

共同選果の実施による選別基準の徹底により、品揃いを良くします。

- ・ 脱渋及び加工技術の改善

蓮台寺は、炭酸ガスによる脱渋処理を適切に行い品質の安定を図ります。

⑤ うめ

(ア) 優良品種の導入

本県におけるうめの品種は、東紀州では大梅の南高、伊勢志摩地域では五ヶ所小梅を中心に栽培されています。今後も南高を中心とした大梅系の肉質良好な品種を導入します一方、地域特産の小梅の振興を図ります。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重
	月旬~月旬	kg	g
南 高	6 上~6 下	2,000	25
白 加 賀	6 上~6 下	1,500	25
五ヶ所小梅	5 中~6 上	900	6~8

(ウ) 基本とする生産技術

- ・ 適期収穫の励行

用途別の適期収穫に心がけ、青梅では外観熟度 70~85% (果肉歩合 88~90%)、漬け梅用には完熟果が最適で外観熟度 85~90% (果肉歩合 90%) 等を目安に収穫適期を判断するとともに、着果位置や果実の大きさによる熟度の差を勘案した分割採取を行い未熟果の混入を避けます。また、収穫果は品質保持のため、なるべく丁寧に扱います。

- ・ 選果技術の向上

選果基準の徹底により、品揃いをよくします。また、品質保持のため予冷を推進します。

・環境に配慮した病虫害防除

耕種の防除を徹底するとともに、性フェロモン剤等の利用により農薬防除回数の低減に努め、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。

・整枝・せん定の適正化

最小限度の主枝と亜主枝本数にするとともに、側枝の計画的な更新による若返りを図ります。夏季せん定の実施により、花芽分化の促進を図ります。

・土壌改良と施肥の合理化

定期的な土壌診断に基づく施肥改善を実施するとともに、計画的な土づくりと草生栽培等による地力増進を図り、健全な樹体育成に努めます。また、水田転換園等では排水対策を徹底します。

・省力作業機械、施設の導入

園地の整備状況に合わせたスピードスプレーヤーやスプリンクラー防除施設等の導入、施肥機等の導入により管理作業の省力化を図ります。

・園地整備の推進

園内作業道路や排水溝の整備、防風網の設置等を行い、作業性の向上及び生産の安定化を図ります。

・適期間伐の推進

初期収量の確保のため計画密植栽培を導入しますが、過密植にならないよう早めの間伐を行います。

・低樹高化の推進

老成木園の樹高切り下げによる樹形改造と幼中木園の低樹高仕立てによって、省力的な樹形にし、農作業の効率化を図ります。

⑥ いちじく

(ア) 優良品種・新技術の導入

本県におけるいちじくの品種は、ほとんどが榊井ドーフィンであり、今後も、榊井ドーフィンを中心に推進していきます。ただし、県内の産地で株枯病が蔓延している点を鑑み、榊井ドーフィンを植栽する場合は、株枯病抵抗性台木を用いた苗の使用に努めます。また、消費者ニーズに対応した高品質で収量性のある品種を検討します。

(イ) 基本とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重	糖 度
榊井ドーフィン	月旬~月旬 8 中~10 下	kg 3,000	g 80	度 15.0 以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・整枝せん定の適正化

一文字整枝にすることによって農作業の効率化を図るとともに、結果枝数を少なくすることによって果実の着色向上を図ります。

- ・環境に配慮した病虫害防除

耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努めます。

- ・園地の整備

排水の良好な圃場を選定します。水田転作園、重粘土質園では排水対策を徹底します。

- ・適期収穫の励行

適期収穫を励行して、未熟果の収穫を避けます。

- ・その他

腐敗果、かび果の発生防止と品質保持のため、予冷を推進します。

株枯病の発生はその園において栽培上致命的となるので、植栽にあたっては罹病苗を持ち込まないようにします。また、発病が認められたら、その株の除去とその部分の土を無病な土と入れ替えます。

株枯病抵抗性台木用品種の自家増殖台木苗の作成に努めます。

⑦ キウイフルーツ

(ア) 優良品種の導入

本県におけるキウイフルーツの品種は、ヘイワード種を主体に栽培されています。水田等の平坦地や耕作放棄地からの転換品目として位置づけ、農地中間管理機構等を活用した基盤整備を推進し、産地の育成を図ります。また、キウイフルーツかいよう病Psa3型の防除方針に即した対応が産地全体で取り組まれるよう努めます。

(イ) 基本とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重	糖度
緑色系、黄色系 キウイフルーツ	月旬~月旬 10 中~11 下	kg 3,000	g 100~120	度 14.0 以上

(3) 果樹の種類別の高温障害及び対策技術

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術	留意事項
1 温州みかん	浮皮	果実肥大期～収穫期の高温・多雨、多雨（9～12月）	果皮と果肉が分離した状態	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ栽培等による水分制御 ・植物成長調整剤の利用 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去（摘果方法の改善） 	—
	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（7～10月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	<ul style="list-style-type: none"> ・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去（摘果方法の改善） ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 	気温 35℃以上で発生リスクが増大
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温（8～12月）	果皮が全面着色に至らず、緑色の部分が残る状態	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ栽培等による光環境や水分制御 ・着色初期からの夜間冷房（ハウスみかん） 	—
2 かんきつ類 その他	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（7～10月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	<ul style="list-style-type: none"> ・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去（摘果方法の改善） ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 	—
3 なつとう	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（6～9月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	<ul style="list-style-type: none"> ・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・新しゅう配置による直射日光の緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下 	—
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温（6～9月）	着色系品種：果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	<ul style="list-style-type: none"> ・環状剥皮 ・植物成長調整剤の利用 ・優良着色性品種や黄緑色品種の利用 ・着房数又は着粒数を制限 	—

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術	留意事項
4 日本なし	(煮え果) 日焼け	果実肥大期～ 収穫期の高温・乾燥 (7～9月)	果肉直下の果肉が褐変	<ul style="list-style-type: none"> ・遮光資材による樹冠の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 	—
	コルク状 障害	果実肥大期～ 収穫期の高温・乾燥 (8～10月)	果肉の維管束部分に乾いた褐色えそ斑点が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な着果管理 ・土壌の塩基バランスの適正化 ・植物成長調整剤の利用 ・樹上散水による高温の抑制 ・土壌深耕 	—
	発芽不良	冬季の高温	長果枝の発芽・開花遅延、芽枯れ、枝枯れ	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥や堆肥散布の時期を春に変更 ・土壌改良 ・花芽が得やすい枝管理 ・発芽促進剤の利用 	—
5 かき	日焼け	果実肥大期～ 収穫期の高温	果皮やその下の果肉組織の一部が褐変	<ul style="list-style-type: none"> ・樹冠又は果実の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・着果位置の工夫 	—
	着色不良	着色期の高温 (8～10月)	果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な整枝剪定、着果、施肥管理 ・灌水や土壌改良 	—
6 うめ	花形異常	冬期の高温	開花期の前進により、雌ずいが未熟なうちに開花(不完全花となり結実に至らない)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な施肥や春期摘心による花数の確保 	—

7 果樹の栽培面積と生産量の見通しおよび今後の目標と経営の指標等

果樹の栽培面積と生産量の見込み

対象果樹の 種類	令和2年度		令和12年度				令和27年度			
	栽培 面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 目標(ha)	生産量 目標(t)	現状対比(%)		栽培面積 目標(ha)	生産量 目標(t)	現状対比(%)	
					栽培 面積	生産量			栽培 面積	生産量
温州 みかん	1,020	19,000	884	15,886	87	84	792	15,034	78	79
その他 かんきつ類	239	3,406	231	3,286	96	96	218	3,107	91	91
カラ	33	463	33	468	102	101	33	488	102	105
不知 火	56	535	55	500	99	93	54	448	97	84
せと か	9	171	10	211	117	124	15	340	167	199
そ 他	142	2,237	132	2,106	93	94	115	1,832	81	82
ぶどう	105	695	101	641	97	92	96	568	92	82
日本 なし	139	2,530	134	2,321	96	92	126	2,040	91	81
かき	366	2,960	329	4,004	90	135	303	4,236	83	143
うめ	236	1,160	232	1,157	98	100	226	1,153	96	99
その他果 樹	177	—	179	—	101	—	182	—	103	—
合計	2,282	—	2,090	—	92	—	1,943	—	85	—

資料：農林水産統計 作物別作付（栽培）面積、
都道府県別の結果樹面積・10a 当たり収量・収穫量・出荷量、
その他かんきつ類は特産果樹生産動態等調査

8 果樹栽培に適する自然条件に応じた近代的な果樹園経営の指標

① 栽培に適する自然条件

適地適作による高品質果実の生産を推進しますため、下記の気象条件に十分留意して植栽を進めます。なお、温州みかん以外のかんきつ類の植栽に当たっては、特に冬季の気象条件に留意します。

品 目 等		気 象 条 件				その他
		年平均 気温	冬期の 最低気温	その他	低温要求 時間	
対象果樹の種類						
温州 みかん	早生 (早期出荷)	16℃以上	-7℃以上	—	指摘	東紀州及び伊勢志摩 の一部、海岸から3km 以内 (栽培適地)
	上記以外の みかん	15℃以上	-7℃以上	—		
そ の 他 か ん き つ 類	雑かん類	甘夏	16℃以上	-4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
		サマー フレッシュ	16℃以上	-4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	タンゴール 類	不知火	16℃以上	-4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
		せとか	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	タンゼロ類	セミノーレ	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	みかん類	カラ	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
ぶどう		7℃以上	—	—	巨峰につ いては500 時間以上	
日本なし		7℃以上	—	—	幸水につ いては800 時間以上	
かき		13℃以上	—	—	800時間以 上	
うめ		7℃以上	—	—		
いちじく		15℃以上	—	—		

②目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び防除機械等

対象果樹の種類	品 種 名	傾斜度	成園10a 当 た り 生 産 量	成園10a 当 た り 労 働 時 間	防除方式
温州 みかん	極早生温州	度 8	Kg 3000	時間 196	スピードスプレヤー
	極早生温州 (マルチ)	8	3000	219	スピードスプレヤー
	早生温州	8	3500	192	スピードスプレヤー
	普通温州	15	3500	185	多目的スプリンクラー
	ハウスみかん	8	5000	900	定置配管
その他かんきつ類	雑かん類 甘夏	8	4000	208	スピードスプレヤー
	タンゴール類 不知火	8	3000	247	スピードスプレヤー
		せとか	8	4000	213
	タンゼロ類 セミノール	8	3500	270	スピードスプレヤー
	みかん類 カラ (ネット栽培)	8	3000	232	スピードスプレヤー
ぶどう	デラウェア (無核・露地)	8	1800	266	スピードスプレヤー
	デラウェア (無核・雨よけ)	8	1800	310	スピードスプレヤー
	大粒系 (有核・露地)	8	1200～ 1350	288	スピードスプレヤー
	大粒系 (有核・雨よけ)	8	1200～ 1350	332	スピードスプレヤー
	大粒系 (有核・少加温)	8	1200～ 1350	332	スピードスプレヤー
	大粒系 (無核・雨よけ)	8	1400～ 1800	345	スピードスプレヤー
	大粒系 (無核・少加温)	8	1200～ 1800	345	スピードスプレヤー
日本なし	幸水	8	3000	266	スピードスプレヤー
	豊水	8	4000	263	スピードスプレヤー
かき	前川次郎	8	2200	132	スピードスプレヤー
うめ	南高	8	2000	145	スピードスプレヤー
いちじく	榊井ドーフィン	5	3000	397	多目的管理機

③果樹経営の営農指標

	技術体系	経営規模	作付面積		単収	10a 当たり労働時間	労働時間		粗収益	所得
							家族	雇用		
かんきつ	極早生品種のマルチ栽培及び晩生品種の組み合わせとスピードスプレー等の作業機械の活用	ha 1.6	極早生温州 (みえ紀南1号 マルチ栽培)	0.5	3,000	219	3,293	334	1,580	568
			極早生温州 (マルチ栽培)	0.5	3,000	219				
			不知火	0.3	3,000	247				
			カラ	0.3	3,000	232				
ぶどう (直売)	有核及び無核品種による施設栽培の組み合わせとスピードスプレー等作業機械の活用	1.0	デラウェア (露地)	0.1	1,600	266	2,482	768	2,026	786
			デラウェア (ハウス)	0.1	1,600	310				
			有核大粒系 (露地)	0.1	1,200 ~1,350	288				
			有核大粒系 (雨よけ)	0.15	1,200 ~1,350	332				
			有核大粒系 (ハウス)	0.1	1,200 ~1,350	332				
			無核大粒系 (雨よけ)	0.3	1,200 ~1,800	345				
			無核大粒系 (ハウス)	0.15	1,200 ~1,800	345				
(市場出荷+直売) 日本なし	早晩性品種の組み合わせとスピードスプレー等の作業機械の活用	1.0	幸水	0.4	3,000	266	2,575	447	1,645	858
			幸水 (直売)	0.4	3,000	322				
			豊水	0.1	4,000	263				
			豊水 (直売)	0.1	4,000	407				
うめ	スピードスプレー等作業機械の活用	2.0	南高	2.0	2,000	145	1,523	1,367	1,452	672

9 果実の流通及び加工の合理化に関する事項

(1) 果実の流通の合理化の基本方針

消費者ニーズ等の動向に関する情報を的確かつ迅速に把握し、計画的な生産・出荷に取り組むとともに、流通から販売・消費までの形態が多様化していることに対応した販売戦略の展開を図ります。

果実の鮮度や品質を保持するための予措・貯蔵等を徹底し、糖・酸度等の内部品質を重視した品質本位の出荷を基本としながら、集出荷の省力化や合理化等に取り組み、流通段階でのコスト低減を図ります。また、高温条件下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのスマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築などを推進します。

(2) 集出荷段階における合理化の基本方針

家庭選果の負担軽減や集出荷施設の省力化に取り組むとともに、全国的に統一規格パレット（※1,100 mm×1,100 mmプラスチック製平パレット）の導入検討が進められているなかで、とくに柑橘産地の集出荷施設においては、パレタイザーの整備や選果ライン改修等の荷積み作業の機械化を推進します。

(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

集出荷組織の強化により、共販率の向上を図るとともに、高品質果実の確保と消費者ニーズの多様化に即応できる集出荷体制を推進します。

集出荷施設については、既設施設を有効利用するとともに、整理高度化も進め、コスト低減につながる合理的な生産流通体制の構築を推進します。

選果能力の向上により、高品質化や家庭選果の省略等による省力化を可能とします AI 選果機の導入を推進します。

(4) 果実の加工への対応に関する事項

加工原料用果実であるうめについては、安定供給、生産コストの低減、販売及び購入計画並びに共同化、品質の標準化等により、需給の安定を図ります。

その他の果樹については、消費形態多様化への対応や規格外品の果汁飲料等の有効利用を図る観点から、生産体制の整備や地域の特性を活かした販路拡大を促進します。

10 広域濃密生産団地形成に関する事項

県内の各産地では、生産者、農業協同組合、市町等の関係機関・団体で構成する「産地協議会」が組織され、産地自らが産地の特性を踏まえ、各々の果樹生産の具体的な目標を定めた「産地計画」が策定されています。策定された産地計画に基づき、産地内の話し合い等を通じて、果樹産地の振興を図ることとしています。産地計画には、当該産地における新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への取組、雇用労働力等への取組、果実の流通及び集出荷体制整理への取組、労働生産性向上に向けた省力樹形や優良品種導入の取組、国内外の新たな市場開拓に関する取組、果樹農業の様々なリスクへ対応する取組等の事項を定めることになっており、広域濃密生産団地形成計画に代わる内容と考えられるため、産地計画を当該計画と位置付けます。